

院内事故調査委員会設置規程

(設置)

第 1 条 病院長は厚生労働省が示す医療事故が発生したと判断した場合は、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査を行うための院内事故調査委員会を置く。

(役割と責務)

第 2 条 医療事故調査制度の目的は医療の安全を確保するために医療事故の再発防止を行うことである。この委員会は、外部委員を複数人含め中立性・公正性・透明性を担保した上で、医療現場から収集・整理された情報から臨床経過を把握し、死因や事故の発生要因に関する検証と分析を行い医療事故の原因を可能な限り明らかにし、再発防止策の検討を行う。医療事故の原因を個人の医療従事者に帰するのではなく、医療事故が発生した構造的な原因に着目した調査を行い、最終的に報告書を作成し病院長に提出する。

(組織)

第 3 条 委員会は、別に定める者をもって組織する。

2 委員の任期は、委員会設置の日から報告書を提出した日までとする。

(委員)

第 4 条 委員会は、内部委員と外部委員で構成される。

2 外部委員は、茨城県医療事故調査等支援団体連絡協議会の推薦をもとに、病院長が委嘱する。

3 内部委員は、安全担当副院長（安全管理室長）、看護担当副院長（看護部長）、関係診療科長、薬剤担当安全管理責任者、医療機器担当安全管理責任者、事務部長、統括安全管理者、その他委員長が必要と認めた者とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選で選出し、外部委員から選出されることが望ましい。

(開催)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた時は、委員会に委員以外の者の出席を認め説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員長、委員その他委員会に関係する者は、本委員会において知り得た事実を正当な理由なく漏らしてはならない。

(委員会および会議録の非公開)

第9条 委員会は非公開とし、会議録、資料も非公開とする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、安全管理室において処理する。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。